

「仙台市いじめの防止等に関する条例」
に係る施策展開について

1. 市民に向けた広報施策等

条例に基づき、社会全体で子どもたちをいじめから守っていくという意識を高めていくための広報啓発施策として、次のとおり実施している（一部予定を含む）。

(1) リーフレットの配布

4月上旬に、相談窓口の周知のためのリーフレット「子どもたちの笑顔のために」を市立学校の児童生徒・教職員あてに配布するとともに市民利用施設などに配架した。



(2) ポスターの掲出

4月上旬に、社会全体でいじめの未然防止に取り組むことの重要性を啓発するポスター「子どもの小さな変化を見逃さないで」を市立学校や市民利用施設に掲出した。

(3) 懸垂幕・横断幕の掲出

「子どもの変化に気づいて、いじめストップ」の懸垂幕・横断幕を市役所本庁舎や各区役所などに掲出した。11月にも「いじめ防止『きずな』キャンペーン」に合わせて各庁舎に掲出予定である。



(宮城野区役所)



(泉区役所)

(4) 電柱広告によるいじめ防止等に関する標語の掲出

4月に、市、市教育委員会、東北電柱広告協議会の3者で「電柱広告によるいじめの防止等の啓発に関する協定」を締結した。広告主の協力の下、日常生活で多くの市民の目にとまる電柱広告に、児童生徒が作成したいじめ防止等に関する標語を掲載する。



実際に掲出された電柱広告

- ・写真左：第二中学校区
- ・写真右：田子中学校区

(5) 市政だよりへの記事掲載

市政だより 6月号の特集記事として、いじめの定義や、学校と地域が連携して取り組む事例（地域での児童生徒のボランティア活動、高齢者との交流活動）を紹介した。



2. 市役所の連携強化策

市役所内の全庁的な認識の共有とさらなる連携を図るため、全ての局区長で構成する「仙台市いじめ防止等対策本部会議」を新たに設置した。4月の第1回本部会議において、全ての職員が自らの問題として認識するよう、いじめ防止に取り組む意識向上の徹底について指示した。本部会議は、今後も定期的開催していく。

3. 児童生徒・保護者への浸透施策

新学期に合わせて、1(1)のリーフレットを全ての市立学校の児童生徒に配布した。

また、今後、それぞれの市立学校において、今夏を目途に「学校いじめ防止基本方針」を改定予定である。改定にあたっては、条例の規定に基づき、児童生徒、保護者、地域住民から意見聴取を行うこととし、集会などの場での意見交換を通じ児童生徒や保護者等の参画を促すことにより、主体的に考え、更なる取組みを進める契機とする。

このため、各学校へ通知文書を発出するとともに、臨時合同校長会を4月に開催し、教育委員会から全ての校長に取組内容を説明しその推進を指示した。

4. 地域への啓発施策

条例の概要及び地域に関する規定について、仙台市連合町内会長会及び各区連合町内会長協議会に対する説明を行い、いじめの防止における地域の関わりについて意見交換した。また、いじめの定義や子どもたちをいじめから守るためにおとなが行うべきことについて周知するための広報チラシを6月から各町内会において回覧している。併せて、1に掲げた市民に向けた広報施策等を通して、地域への啓発を行っていく。

また、「学校いじめ防止基本方針」改定にあたっても、学校評議員会や健全育成協議会などの場で意見交換を行うこととしており、社会全体で考え、取り組む契機とする。

5. 教職員の意識改革・研修施策

条例の制定に合わせ「仙台市いじめ防止基本方針」を改定した。また、4月の合同校長会において、条例施行にあたっての思いや教職員の意識改革の徹底について校長に伝達した。

教育委員会においては「仙台市いじめ重大事態に係る対処方針」を策定するとともに、「体罰・不適切な指導防止ハンドブック」も改定し、各校長あていじめ防止対策の徹底について通知した。

その上で、教育委員会において、新任教頭を皮切りに、生徒指導担当等教職員、いじめ対策担当教諭向け研修を実施した。